

尾張都市計画地区計画の決定(一宮市決定)

都市計画一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区計画を次のように決定する。

名称		一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区計画				
位置		一宮市萩原町林野、大和町北高井の各一部				
面積		約8.3ha				
地区計画の目標		本地区計画は、東海北陸自動車道 一宮稲沢北インターチェンジ、主要地方道 岐阜稲沢線などの広域交通網への利便性の高さを活かしつつ、周辺環境と調和した産業拠点の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	既存ストックを活用し、工業・物流施設や農商工が連携した地域振興を推進するとともに、周辺の土地利用状況に配慮した操業環境の形成を図る。				
	地区施設の整備の方針	地区内道路を整備し、隣接する幹線道路との交通を良好にする。さらに、周辺環境に配慮し、周囲に緑地帯を設置する。				
	建築物等の整備の方針	建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限を定めることにより、地域の振興を推進する工業・物流施設を誘導する。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	ゆとりと潤いのある産業拠点の環境を保全するため外周に緑地帯を配置する。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員 ※()内は全幅	延長	配置 計画図表示のとおり
			道路1号	6.1 (12.2m)	約250m	
			道路2号	5.6~14.4m (11.2~14.4m)	約340m	
			道路3号	7.35m (13m)	約60m	
			道路4号	6.7~7.85m (11.2~13.5m)	約270m	
			道路5号	4.5m (9.0m)	約150m	
			道路6号	12.2m	約180m	
			道路7号	9.55~12.2m (12.2~15.2m)	約140m	
	緑地	名称	面積		配置 計画図表示のとおり (乗り入れ口を除く)	
		緑地1号	約0.2ha			
		緑地2号	約0.2ha			
緑地3号		約0.06ha				

		名称	面積・長さ	容積	配置	
		地下貯留槽1-1号	約0.09ha	約700m ³	計画図表示のとおり	
		地下貯留槽1-2号	約0.11ha	約900m ³		
		地下貯留槽1-3号	約0.13ha	約1,100m ³		
		地下貯留槽1-4号	約0.07ha	約500m ³		
		地下貯留槽2-1号	約0.12ha	約1,300m ³		
		地下貯留槽2-2号	約0.18ha	約1,900m ³		
		地下貯留槽3-1号	約0.01ha	約100m ³		
		地下貯留槽3-2号	約0.04ha	約500m ³		
		地下貯留槽3-3号	約0.01ha	約100m ³		
		その他の公共空地				
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 工場(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類(以下「標準産業分類」という。)に掲げる大分類E-製造業に属するものに限る。ただし、建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ぬ)項第3号(8の3)、(13)及び13の2)並びに(る)項第1号で掲げるものを除く。) 2. 研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属するものに限る。) 3. 物流施設(ただし、建築基準法別表第2(る)項第2号で掲げるものを除く。) 4. 前3号の建築物に附属するもの(ただし、建築基準法別表第2(る)項第2号で掲げるものを除く。)			
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000m ²			
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は4.0m以上とする。 (ただし、守衛室等の用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が5.0m ² 以内の建築物又は建築物の部分を除く。)			
		土地利用の制限に関する事項	緑地帯の幅員	4.0m		
			緑地帯の保全に関する制限	緑地帯は、その用途以外に利用してはならない。また緑地帯の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。 1. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為。 2. 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採。 3. 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採。 4. 仮植した樹木の伐採。 5. 測量、実地調査又は施設の保守など通常の管理行為のための必要最小限やむを得ない樹木の伐採。		
備考		透水性舗装約1,500m ² (容積約40m ³) 浸透トレンチφ200約882m(容量約150m ³) 配置は、計画図表示のとおり				

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由

周辺環境と調和した産業拠点の形成を図るために地区計画を定めるもの。